

自然科学研究機構分子科学研究所メゾスコピック計測研究センター規則

平成29年4月1日
分研規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第46条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構分子科学研究所メゾスコピック計測研究センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、分子システムにおけるマクロ階層の強靱な性質と、ミクロ階層の機能に富む特性が絡んだメゾスコピック領域の特性を明らかにし、階層間のエネルギー・情報の変換を可視化する、メゾスコピック計測の研究を行うとともに、国内外の主要研究拠点と連携することで、メゾスコピック計測研究の国際的共同研究拠点を形成することを目的とする。

(研究部門)

第3条 センターに、次の研究部門を置く。

- 一 物質量子計測研究部門
- 二 繊維計測研究部門
- 三 広帯域相関計測解析研究部門

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 助教
- 五 特任准教授
- 六 技術職員及びその他の必要な職員

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。